



Title	我が国における企業不正事例(2)
Author(s)	吉見, 宏
Citation	経済學研究, 45(3), 115-125
Issue Date	1995-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32012
Type	departmental bulletin paper
File Information	45(3)_P115-125.pdf



<研究ノート>

我が国における企業不正事例 (2)

吉 見 宏

前号までの目次

1. はじめに——企業不正事例研究の意義
2. 事例 大光相互銀行
3. 事例 KDD

(本誌 第45巻第2号)

4. 事例 興人

4. 1 事例の概要

興人は、パルプ、レーヨンの製造を中心とした東証第一部上場企業である。会社は「日曹人絹パルプ」として昭和12年に設立され、昭和16年に「興国人絹パルプ」と改称、さらに昭和44年に「興人」と改称された。当初の社名の示すように、パルプ、レーヨンの製造が中心であったが、その市場の悪化とともに事業の多角化が進められた。特に、昭和36年に社長に就任したN氏のもと、化学、医薬品、不動産などの事業展開が行われた。興人への改称は、このような事業多角化を背景としている。

本事例は倒産の事例であるが、その経営危機がまず伝えられたのは、昭和50年8月26日である。ここでは、興人の第一勧銀、三菱信託、三井信託の銀行団が興人への融資打ち切りを決めたこと、これにより同社の経営が重大な危機を迎えたことが報じられた¹⁾。それ以前にも、経営危機による減資説、それによる株価の下落が伝えられてはいたが²⁾、興人は減資説を否定して

おり、これを除けば、倒産に至る大きな兆候は報道上特にみられなかっただけに、唐突な感の否めない報道であった³⁾。証券取引所はこれを受けて興人株の売買を一時停止、同日夕刊では、各紙も一斉に本事例につき報道することとなった⁴⁾。ここに至り興人は会社更生法の申請を決め⁵⁾、28日に会社更生法の適用を申請し、倒産した。負債額は1千487億5千200万円、戦後最大(当時)の大型倒産であった⁶⁾。

10月18日には東京地方裁判所が更生決定し、管財人には「再建の神様」といわれるH氏が就任した。申請から約2カ月での更生決定は、異例の早さといわれる⁷⁾。以降、54年3月には担保権額が確定⁸⁾、55年10月中間決算では債務超過を脱却⁹⁾、56年10月中間決算では16億4千800万円の増益となり¹⁰⁾、興人の再建は基本的には成功裏に進むことになる。

4. 2 報道の論点

本事例は、当時としては戦後最大の大型倒産であり、東証一部上場の有名老舗企業の倒産事

3) しかし証券界では、すでに8月22日に興人の経営危機のうわさが流れたという(『朝日新聞』昭和50年8月27日朝刊)。

4) 『日本経済新聞』昭和50年8月26日夕刊。しかしこの時点でも、興人は銀行団の融資打ち切りを否定している。

5) 『日本経済新聞』昭和50年8月27日朝刊。

6) 『日本経済新聞』昭和50年8月28日夕刊。

7) 『日本経済新聞』昭和50年10月18日朝刊、同日夕刊。

8) 『日本経済新聞』昭和54年3月1日朝刊。

9) 『日本経済新聞』昭和55年12月18日朝刊。

10) 『日本経済新聞』昭和56年12月16日朝刊。

1) 『朝日新聞』昭和50年8月26日朝刊。

2) 『日本経済新聞』昭和50年8月8日朝刊。

例であった。これを反映するように、その報道の論点は以下のようにまとめられる。

その第一は、興人にかかわる消費者の保護である。興人は不動産事業を通じて多くの一般消費者を顧客に抱えていたため、興人と分譲住宅の売買契約をおこない、手付金などを支払っている個人消費者の保護をいかに行うかが論点となった。

第二は、倒産に至った興人自身の責任問題である。これについては、もっぱら多角経営の失敗が批判された¹¹⁾。特に、不動産事業へ進出して巨額の土地投資が不況と共につまづいた点、難燃繊維「コーデラン」の開発への過大投資の2点が特に問題視されている。前者については595億円が固定化し、80～100億円のお含損を抱えたとされる。不動産取得のためには、550億円が借り入れられたとされており、ほぼこの額が固定化したことになる。しかも、土地は昭和47、48年の土地投機ブームの時代に購入された原価の高いものとされる¹²⁾。また、後者については製造開始以来の累積赤字が82億円、不良在庫を含む在庫が45億円にのぼるとされる¹³⁾。

さらに、このような経営を進めたてきたN社長による経営についても、ワンマン経営との批判があった¹⁴⁾。これは、辣腕経営者に先導されてきた企業の失敗に際してしばしば起こる批判である。しかし、高度成長期に興人のごとく不動産投資を行った企業は決して少なくはなかった。財界にあっても、興人の倒産を経営者個人の問題ととらえるのではなく、日本企業に広く見られる不動産偏重の経営を今後改める必要があるとの認識が示されている¹⁵⁾。

先述のように、興人はその後会社更生に成功する。倒産時点では、その更生の可能性には否

定的な見解が目についた¹⁶⁾。ところがその興人が更生に成功したのも、結局のところ事業の多角化によるところが大きいことは興味深い。すなわち、再建の軌道にのった興人を収益的に支えたのがハウス部門であり¹⁷⁾、電子部品であり¹⁸⁾、バイオテクノロジー事業であったのである¹⁹⁾。

論点の第三は、興人倒産にかかわる外部者の責任である。それは、以下の三者に大別される。その一は、銀行の責任である。興人の不動産投資は、資金的には借入金に依存していた。報道では、興人にみられるような借入金依存の経営を批判するとともに、不動産投資に対する融資を積極的に行ってきた銀行も批判している²⁰⁾。なお銀行団は、一般債権者保護の観点から、倒産に際して興人の発行済転換社債、普通社債の残存分を買い取ることにした²¹⁾。

その二は、政府や日銀の責任である。興人の倒産に伴って、多くの関連企業の連鎖倒産が懸念された。事実、興人の会社更生法申請に際しては、関連会社2社も同時にその申請を行っている²²⁾。このような連鎖倒産の防止と、この時期の不況対策についての政府や日銀の対応が批判された²³⁾。

その三は、証券会社の責任である。興人は、倒産の1年前に800万株の公募時価発行増資を行っており、投資家保護の観点からこれを引き受けた証券会社の審査体制が批判の対象となっ

16) 『日本経済新聞』昭和50年8月29日朝刊。

17) 『日本経済新聞』昭和55年7月17日朝刊、『日経産業新聞』昭和55年12月18日、昭和60年12月14日。

18) 『日経産業新聞』昭和61年8月12日。

19) 『日本経済新聞』昭和62年7月28日朝刊。

20) 「噴き出した企業危機(上)」『朝日新聞』昭和50年8月27日朝刊。「社説」『日本経済新聞』昭和50年8月28日朝刊。

21) 『朝日新聞』、『日本経済新聞』昭和50年8月28日朝刊。

22) 『日本経済新聞』昭和50年8月28日夕刊。

23) 「社説」『日本経済新聞』昭和50年8月28日朝刊、「吹き出した企業危機(下)」『朝日新聞』昭和50年8月29日朝刊。

11) 「減速経済どう生きる(1)」『朝日新聞』昭和50年8月28日朝刊。

12) 「大型倒産は銀行肩代わりで回避」『エコノミスト』第53巻第54号、昭和50年12月9日、12頁。

13) 『日本経済新聞』昭和50年8月27日朝刊。

14) 『日本経済新聞』昭和50年8月27日朝刊。

15) 『朝日新聞』昭和50年8月27日朝刊。

たのである²⁴⁾。

4. 3 監査および監査人との関連

上述のように、興人の倒産時には、監査に言及した報道はほぼみられない。その唯一の例外的報道として、前10月期に公認会計士が監査報告書で限定意見を付していた、というものがある。すなわち、同期の経常利益5億2千300万円は、「不動産の売り上げ計上基準を完成引き渡し時点から売買契約締結時点に変更することによって11億2千3百万円の利益を浮かせた結果」であり、不動産の評価損などが300億円程度あることを考えれば粉飾決算の可能性もある、と指摘している²⁵⁾。しかし、この公認会計士による限定意見はいわゆる2号限定であり、その是非は別として我が国の多くの企業にしばしば見られるものである。粉飾決算の可能性についても、ここでの示唆が倒産時の唯一のものであり、むしろ「第一部市場へ昇格直後に倒産した日本熱学工業のように、株価操作や粉飾決算などいまいましい点が現在のところみられない」²⁶⁾という認識が普通であったといつてよい²⁷⁾。更生決定時にも、管財人のH氏は「公認会計士を使って興人のバランスシートをもう一度練り直す」が、「粉飾決算などの間違いはないと思う」としている²⁸⁾。すなわちこの時点では、興人は会計的にも監査上も問題はなかったが倒産した事例と認識されていたのである。

ところが問題は、倒産の2年後に起こる。すなわち昭和52年になって、H管財人は、上述の調査の結果、更生手続き前の10事業年度にわたり合計91億8千971万7千円の利益の過大計上があり、これに伴い違法配当もあったとし、昭和46年11月から49年10月までの損失28億円を、旧役員に対して損害賠償請求するとしたのである²⁹⁾。粉飾の内容は、関係会社債権等の過大評価42億円、関係会社に対する造成未完了土地の造成完了時価格での売上計上などが内容とされる。これに伴って、大蔵省も調査を開始、場合によっては旧興人役員の告発や興人の監査を行っていた監査法人太田哲三事務所の懲戒の可能性を示唆した³⁰⁾。なお、この粉飾を指摘したのは管財人が財務諸表の再検討を依頼した栄光会計事務所である。しかし、H管財人は、当時の公認会計士の責任は問わなかった。また公的にも処分等はなされず、報道上の言及もほとんどなかった³¹⁾。その理由は、おそらくはここで粉飾とされた方法は、明らかに利益操作には違いないものの、粉飾というには微妙な、いわば「灰色」の方法であったこともあろう。興人の粉飾方法は、関係会社を利用したものである。未造成土地の造成価格での売上は、関係会社に対してたてられている。この場合、造成完了に必要なとされる費用を引当計上していたり、あるいは関係会社に対する売上でなかった場合には粉飾経理とはされなかったであろう³²⁾。

さてH管財人は、同年6月9日、粉飾の事実に基づき東京地裁に対し旧役員18人に対する請求権査定申し立てを行い、東京地裁は同年7月1日に35億7千400万円の請求権を認定した³³⁾。その内容は、蛸配当部分が16億1千600万円、役

24) 「興人倒産その後(上)」『朝日新聞』昭和50年9月2日朝刊、「興人倒産その後(中)」『朝日新聞』昭和50年9月3日朝刊。

25) 『日本経済新聞』昭和50年8月27日朝刊。

26) 「興人倒産その後(上)」『朝日新聞』昭和50年9月2日朝刊。

27) ここで言及されているように、興人倒産の前年には、日本熱学工業の粉飾、倒産事件が起こっている。日本熱学工業の事例は、昭和40年代最後の大型倒産事例といえ、本事例研究では対象外としたが、直近の事例であり、興人の事例と比肩されたことも理解できよう。なお、日本熱学工業の倒産の事情については、近年になって会社の当事者自身からまったく異なる事件の理解が示されている(牛田正郎『悪党の手口』イースト・プレス、平成5年)。

28) 『日本経済新聞』昭和50年10月18日夕刊。

29) 『日本経済新聞』昭和52年5月20日朝刊。

30) 『日本経済新聞』昭和52年5月31日朝刊。

31) 例外的に、後年の報道であるが、「告発! 公認会計士“たるみ”の罪」『週刊ダイヤモンド』第66巻第14号、18-21頁、昭和58年4月1日をあげることができる。

32) 「三月期決算にみる粉飾の実態」『エコノミスト』第55巻第27号、昭和52年6月28日、28頁。

33) 『毎日新聞』昭和52年7月9日朝刊、『朝日新聞』昭和52年7月9日朝刊。

員賞与分が8千200万円、納税分が18億7千600万円とされる。これを受けて同管財人は旧役員に対して損害賠償を求めて通知、N元社長を含む旧役員はこれについて争わないこととし、H管財人も損害賠償請求訴訟は起こさないとした。というのも、この請求は旧役員の社会的責任を問うことが目的であり、また現実にはかかる巨額の回収は不可能であったからである。実際の回収は個人資産のあるN元社長からの3億5千万円のみであり、他の役員からは支払えるだけ、という形になった。

このように、この請求はワンマンともいわれたN元社長の経営責任を問うことが主眼であった。しかし、ここで注目すべきは、請求の対象とされた旧役員18名の中には監査役が含まれていた、という点である。すなわち、取締役とともに監査役に対する損害賠償請求権が裁判所によって認められ、事実上これが確定したのである。報道では役員の責任として一括されているが、取締役に対してはその経営責任を問うものであり、監査役に対してはその監査責任を問うものとなったことになる。しかし、公認会計士を含めた監査人の責任はその後は問われることはなく、これを機に、興人についての報道は専ら再建の方法に向いて行くことになる。

4. 4 本事例の特徴とその後の対応

本事例の特徴をまとめれば、次のようになる。

- ①昭和50年代に入って初の大型企業倒産事例であること
- ②当初、粉飾事例としては扱われなかったこと
- ③監査役の損害賠償責任が確定した事例であったこと
- ④監査に関して、ほとんど議論がなかったこと

①については、当時の報道の状況をすでに述べたところである。この時期、我が国は高度成長期から低成長期に入り、好況期に過大な投資を行った企業の経営悪化が明らかになってき

た。それは建設、不動産関連企業に顕著であり、興人もその例にもれない。倒産の金額も大きく、また一般消費者へもなじみのある企業の倒産であったがために、報道では大きく扱われた。

しかしその論調は、もっぱら興人の事業展開のありかた、経営者のありかた、政府の不況対策などに向けられ、会計や監査にはほとんど言及されていない。それは、②に示したように、当初この事例は粉飾決算などの不正経理を伴ったものではないと認識されていたことが理由としてあげられよう。倒産後かなりあとになって、これが粉飾の事例となるものの、このときの報道はきわめて限られたものとなっている。倒産から2年を経過して本事例がニュースとしてはもはや旧聞に属することとなっていたことから考えれば、それはやむを得ないことかもしれない。だが結果として粉飾が発見されたことを鑑みれば、むしろ倒産時に、会計、監査問題への注目がより集まっていたとしても不自然ではなかったように思われる。しかし現実には、その注目度は低かったと言わざるを得ない。

本稿の視点から興人の事例を見た場合、もっとも注目すべきは③の点であろう。興人のH管財人が監査役を含む旧経営陣への損害賠償請求を行ったのは、先にも述べたように、現実とその損害額を役員たちから回収することが目的であったわけではなく、むしろ社会的責任を明確化し、いわばこの問題に1つのけじめをつけることが目的であったといえる。請求を受けた旧経営陣も、裁判で争うという形は取らず、責任を認めて自主的に請求に応じることとなった。実際の回収額も、請求金額に比して微々たるものにとどまった。このようなありかたをさして、H管財人の「大岡裁き」とも評された³⁴⁾。ある意味では、手続きを踏むことに意味がある、と考えられていたわけで、その意味で、実態的にはきわめて日本的な行動であったともいえる。

この報道の中でも、旧役員の中に監査役が含

34) 『朝日新聞』昭和52年7月9日朝刊。

まれていることに特に注目したものはない。しかし、監査論の立場からは、監査役が取締役とともに損害賠償請求の対象となり、責任を認めてこれを受け入れたことは、重大な意味があるといわざるを得ない。監査期待ギャップ問題がアメリカで認識されたのは、公認会計士の監査の失敗を咎めた損害賠償請求訴訟の多発によってであった。興人の事例は、我が国の監査役の場合にも粉飾決算等にあって損害賠償が求められる可能性を現実にしたものなのである³⁵⁾。

しかし報道上、この点に関する注目は皆無であり、そもそも興人の会計や監査に対する言及もあまりにも少なかった。④に示したように、それは学界における議論にあっても同様である。だが、監査役の損害賠償責任が認められたことが、実は後の監査役制度の強化につながっていくことになる。この点は次の事例で再度言及することとする。

本事例は、粉飾経理が当初の時点で認識されなかったために、他の監査、会計問題も結果として等閑に付されてしまった事例といえよう。

5. 事例 不二サッシ工業・販売

5. 1 事例の概要

不二サッシ工業（以下、工業と略す）は、東証一部上場の大手住宅用アルミサッシメーカーであり、不二サッシ販売（以下、販売と略す）はその販社であってやはり東証一部上場企業である。本事例は、両社（以下、工業、販売の両社を総称して不二サッシという）による粉飾経理事例である。

昭和53年3月期決算を迎えて、産業界では、海運、造船、住宅・不動産関連のいわゆる構造不況業種を中心に「3月危機説」がいわれていた。前項の興人に続き、昭和53年2月には合板、プレハブ住宅メーカーの永大産業が興人をさら

に上回る2千億円の負債を抱えて倒産（会社更生法の申請）した。この永大産業の倒産の報道において、同様に行き詰まった企業として不二サッシ工業の名前が上げられている³⁶⁾。業績の悪化した不二サッシは、このときすでに埼玉銀行、大和銀行の管理下におかれていたのである。

さらに、この時期の貸借対照表の読み方についての記事の中で、「企業業績の不振が続く結果、資産の評価を甘くし利益をふくらませるケースもある」として、例として不二サッシの在庫評価に言及がなされている³⁷⁾。それまで不二サッシの経営を手掛けてきたS社長が経営不振の責任を取って、3月22日には臨時株主総会を開いて代表権のない会長に退いており、埼玉銀行出身の不二サッシのH社長ら新経営陣と新たに会計監査人となった昭和監査法人により、資産の洗い直しが進んでいたのである。

このように、すでに不二サッシの業績の悪化、さらには粉飾の可能性まで匂わせる報道がなされていたところであるが、実際には同年5月28日になって不二サッシの粉飾が大きく報道されることになる。すなわち、不二サッシは工業、販売の両者合わせて昭和53年3月期以前に300億円にのぼる粉飾決算をおこなってきており、近く大蔵省に訂正有価証券報告書を提出する、というものであった³⁸⁾。これを受けて29日には東京証券取引所が工業と販売の株取引を停止した³⁹⁾。この日の午後、不二サッシ側も昭和53年3月期決算の結果を発表して粉飾の事実を認め、粉飾額は当初の報道を上回る430億円に達することが明らかにされた⁴⁰⁾。この額は過去5年間の過年度損益修正損として特別損失に一括計上されたものであり、内訳は工業が334億円、販売が

35) 日本経済新聞社 [1993] は、興人の事例にも言及して、この可能性を比較的是っきりと指摘している（同書87頁）。

36) 「強まるか倒産の嵐(上)」『日本経済新聞』昭和53年2月20日朝刊。

37) 「近づく決算シーズン——その見どころ(中)」『日本経済新聞』昭和53年3月15日夕刊。

38) 『日本経済新聞』昭和53年5月28日朝刊。

39) 『日本経済新聞』昭和53年5月29日朝刊。

40) 『日本経済新聞』昭和53年5月30日朝刊。

96億円とされる⁴¹⁾。

不二サッシの場合、倒産して粉飾が明らかになった山陽特殊製鋼や日本熱学工業の事例とは異なり、銀行管理下で倒産することなしに自ら粉飾を明らかにしたものである。このような場合の扱いの規定がなかった東証では、急遽規程を改訂して工業と販売の株式を監理ポストに移した⁴²⁾。さらに、上場廃止の可能性の高いことも報じられた⁴³⁾。結果として不二サッシ株式は、同年12月27日に上場が廃止される⁴⁴⁾。粉飾を理由とする上場廃止は、東証一部上場企業としては初めてのことであった⁴⁵⁾。またこれを事件として大蔵省と検察庁も独自に調査を始めた⁴⁶⁾。

6月9日には責任を取ってS会長が退任、メインバンクの埼玉銀行でもN頭取が会長に退いた⁴⁷⁾。ここで不二サッシは完全に銀行管理下の企業となり、S元社長（元会長）らと無関係の企業として再建を目指す方向が明確にされようとする。6月29日の株主総会もその方向で短時間に終わる⁴⁸⁾。そして不二サッシとしてはS元社長らに損害賠償請求を行い⁴⁹⁾、同氏の持つ不二サッシ株の譲渡も要求したのである⁵⁰⁾。

8月29日には、大蔵省が工業、販売2社とS元社長を証券取引法違反で東京地検に告発、こ

れを受けて東京地検は強制捜査に入った⁵¹⁾。この結果、東京地検は10月6日にS元社長、A元専務（経理担当）を逮捕した。逮捕容疑は有価証券報告書虚偽記載（証券取引法197条）、違法配当（商法489条）である。前者の対象は、昭和51、52年の2決算期のみであり、この間の粉飾額は不二サッシ2社合計で341億円である⁵²⁾。そして26日には、同罪のほか特別背任罪（商法486条）も加えて前2氏が起訴された⁵³⁾。

10月30日には、不二サッシの監査を担当した個人公認会計士2人が証券取引法違反幫助で東京地検により略式起訴され、東京簡易裁判所は各20万円の罰金の略式命令を出した⁵⁴⁾。さらに大蔵省もこの公認会計士を審問⁵⁵⁾、12月20日には登録抹消処分が出された⁵⁶⁾。なお不二サッシにかかわる行政処分はこれをもって完了する。

そして12月26日、東京地方裁判所でS元社長、A元専務の初公判が開かれた。ここでは、検察側冒頭陳述の中で、昭和46年と50年に粉飾の疑いを指摘した公認会計士に対して、1、2年で正常に戻す念書を差し入れて見逃してもらったこと、昭和51年3月、52年3月の決算期には、粉飾決算の事前了解を埼玉、大和の両銀行から取っていたことが明らかにされた⁵⁷⁾。ただし、後者については、銀行側はただちに否定した⁵⁸⁾。裁判は昭和57年2月25日に一審で有罪の判決が出されている⁵⁹⁾。なおこの判決の中では、両銀行が実質的に不正経理の全貌を知っていたと認定され、これが被告の情状酌量の根拠とされている。

折しも初公判の日は、山陽特殊製鋼事件の一審判決が出された日でもあった⁶⁰⁾。そして事件としての不二サッシの事例の報道はこれをもつ

41) 『毎日新聞』昭和53年5月30日朝刊。

42) 『日本経済新聞』昭和53年5月30日朝刊。

43) 『読売新聞』、『朝日新聞』昭和53年5月30日朝刊。

44) 『日本経済新聞』昭和53年9月27日朝刊。

45) 『朝日新聞』昭和53年5月30日朝刊。東証二部上場企業としては、安藤鉄工所（昭和46年11月）、船橋食品（昭和47年3月）の事例がある。

46) 『日本経済新聞』、『毎日新聞』昭和53年5月30日朝刊。『朝日新聞』昭和53年6月10日朝刊。

47) 『朝日新聞』、『日本経済新聞』昭和53年6月10日朝刊。埼玉銀行の役員も責任を取る形となったのは、不二サッシとの関係が特に密接なものであったとされていたこととも無関係ではない。その意味で、報道は本事例における銀行の責任にも言及している（「不二サッシ事件の“ある側面”——武鉄事件からの縁が切れる日」『週刊ダイヤモンド』第66巻第33号、12—14頁、1978年8月12日）。

48) 『毎日新聞』昭和53年6月29日朝刊。

49) 『日本経済新聞』昭和53年7月6日朝刊。

50) 『日本経済新聞』昭和53年7月18日朝刊。

51) 『日本経済新聞』昭和53年8月29日夕刊。

52) 『日本経済新聞』昭和53年10月7日朝刊。

53) 『日本経済新聞』昭和53年10月27日朝刊。

54) 『日本経済新聞』昭和53年10月31日朝刊。

55) 『日本経済新聞』昭和53年11月21日朝刊。

56) 『日本経済新聞』昭和53年12月21日朝刊。

57) 『日本経済新聞』昭和53年12月26日夕刊。

58) 『日本経済新聞』昭和53年12月27日朝刊。

59) 神崎[1982]。

60) 『日本経済新聞』昭和53年12月26日夕刊、「山陽特殊

させることによる、工業の現預金の過大表示である(40億4千200万円)。次期期首には工業から資金を貸し付けてこの小切手を落とすことで辻褃を合わせていた。第二は、売掛金と売上の架空計上である(136億9千万円)。たとえば工業の場合は、仕掛品を売上に計上していた。これはもっぱら不二サッシ販売に対する売上となっている。販売の方でも、やはり系列の販売会社や特約店に対して、たとえばまだ工事進行中のサッシを売上計上するなどしていた。第三は棚卸資産の過大評価と評価損の過小計上(154億6千900万円)、固定資産の過大評価(44億1千300万円)である。

また、工業の昭和49年3月期、販売の昭和49年3月期と9月期にはいわゆる逆粉飾も行われていた⁶⁷⁾。

このように、確かにその額は巨額であったが、粉飾の会計方法は資産の過大表示が中心で、いわばきわめて基本的な方法といえる⁶⁸⁾。関係会社を利用し、かつ現預金のような比較的危険性の高い項目については、書類上は辻褃が合うように操作されているとはいえ、公認会計士が通常の監査手続の中で発見できないほどのものであったとは考えにくい⁶⁹⁾。事実、先述のように、公認会計士は粉飾の指摘を経営陣に対して行ったこともあった⁷⁰⁾。しかし、監査意見は適正意見が示され続けてきた。つまり、不二サッシの監査を担当していた公認会計士2人が、粉飾決算を知らながら経営陣から懇願されてこれを看過

していたとして、刑事的にも処分され⁷¹⁾、また最終的には登録抹消という、行政処分としては最も重い処分となった。粉飾事件に関連して公認会計士が行政処分された例としては、山陽特殊製鋼と栗田工業(昭和42年)の事例で登録抹消となっているが、直近の日本熱学工業、東京時計製造の事例ではおのおの業務停止1年、東邦産業の事例では業務停止3カ月であった。いずれも、本事例と同様に公認会計士は粉飾に気づいていたといわれている⁷²⁾。

不二サッシの場合は、このように、公認会計士ぐるみでの粉飾とみなされたわけであるが、そうってしまった理由として、報道は監査が個人の会計士によって行われていたことに原因を求めた。不二サッシでは、昭和49年までは1人の公認会計士で監査が行われ、公認会計士協会の指導に従って昭和50年度は2人で行われたものの、昭和51年度からは50年度に加わった公認会計士のみの単独監査に戻っている。このように個人会計士が監査を行っていたことが、企業との力関係に影響を与え、公認会計士の独立性を保ち得なかったと指摘され、これを防ぐために公認会計士の監査法人化を進めることが重要であるとされた⁷³⁾。たとえば、粉飾の「99%以上の防止は理論的には可能であり、その1つの具体的方法としては、公認会計士の法人グループ化がある」という指摘がある⁷⁴⁾。これはアメリカ型の大監査法人を中心とした監査体制の整備を念頭に置いたものであろう。もっぱら当時のビッグエイトとの業務上の競争の故であったとはいえ、事実我が国ではその後監査法人の合併、大規模法人化が今日に至るまで続いてきた。そして現在では、ほとんどの証券取引法監査がこ

67) 『日本経済新聞』昭和53年10月27日朝刊。河井・安井・並木 [1979], 36頁。

68) 角瀬 [1978], 34-36頁。

69) 吉村 [1979], 34頁。

70) S元社長らの一審判決によれば、公認会計士は昭和46年頃から粉飾経理に気づき、昭和50年6月には、工業、販売両社で約50億円の粉飾額を指摘した監査報告書案をS元社長らに示したものの、懇請、懐柔にあつて、以降適正意見の監査報告書を書いたとされている。判決では、公認会計士のかかる粉飾への関与がS元社長らの情状酌量の根拠の一つとされたが、神崎克郎教授は、逆にこれはS元社長らにとっては不利な点となるべきと指摘している(神崎 [1982] 12頁)。

71) 神崎 [1982] 11-12頁、細田 [1993] 312頁。

72) 「公認会計士を斬る②」『週刊ダイヤモンド』第66巻第32号、昭和53年8月5日、72-75頁。

73) 『日本経済新聞』昭和53年8月30日朝刊、「粉飾決算を防ぐ道」『日本経済新聞』昭和53年9月16日朝刊。なお、日本で監査法人制度が導入されたのは昭和41年であり、この時点で未だ10余年の歴史しかもっていなかったことには留意を要する。

74) 「社説」『日本経済新聞』昭和53年10月9日朝刊。

のような大手監査法人を中心とした監査法人によって担われている。

しかし、このとき報道は、アメリカの監査法人にあってもトラブルはあり、「法人化が万能薬ではない」ことも既に指摘し、「企業との個々の自由契約の形を断ち切って、国または公認会計士協会を通じての公認会計士の割当制度」という一歩踏み込んだ提案すらなされている⁷⁵⁾。前者は、その後の事例を鑑みれば、確かに監査法人による監査それ自体では、粉飾を防止ないし発見する決定的な手段とはなりえなかったといえよう。そして、後者のような新たな改善策については、近年の期待ギャップ問題の認識とともに議論され続けているところであり、具体的には担当会計士、監査法人の任期制（ローテーション制）が欧米各国では議論されているのである⁷⁶⁾。

以上のような不二サッシの事例における公認会計士に対する報道を、公認会計士や公認会計士制度に対する批判ととらえることは容易である。しかし、我々は、ここにむしろ公認会計士に対する期待、とりわけ粉飾防止について果たす役割の期待を見るべきであろう。本事例において報道は、粉飾の責任は第一には経営陣にあるが、第二には公認会計士にあるとしているといつてよい。そこには、監査によって粉飾経理は発見されるべきであるという前提がはっきりと存在している。その上で、公認会計士が粉飾を看過し、あるいは手を貸さないようにするにはどうすればよいのか、その具体的方法の検討にまで踏み込んでいるのである。

5. 4 本事例の特徴とその後の対応

本事例の特徴としては、以下の5点が挙げられる。

- ①倒産に至らなかった粉飾事例であること
- ②同時期の他の倒産事例との関連性の中にある事例であること
- ③株主代表訴訟が起こされたこと
- ④報道上、また学界でも公認会計士の責任にかつてなく焦点があてられたこと
- ⑤それに対して、監査役の責任が問われることはなかったこと

①については、すでに述べたように、他の多くの粉飾経理事件が、当該企業の倒産にともなうて明らかになることが多いのに対して、本事例では例外的に倒産に至る前に明らかになっている。上場企業の場合、粉飾決算の発覚は上場廃止に結び付く。本事例でも、その例にもれない。そのため、粉飾の発覚は倒産後になることが多いわけであるが、本事例では、銀行管理下にある企業がかかる不利点をあえて覚悟して自ら粉飾を明らかにしたわけである。確かに上場廃止とはなったが、その後の不二サッシの業績は順調に回復した。そして昭和57年には累積赤字をなくし、平成4年には東証に最上場を果たしている⁷⁷⁾。

②については、不二サッシのサッシ事業が建設、不動産関連の事業である点に注目しなければならない。同様の企業としては前節でみた興人もそうであり、またその後には永大産業も、興人を上回る負債額で倒産している。不二サッシも、サッシ事業のみならず、興人などと同じように銀行からの借入金によって子会社を通じて札幌市大谷地地区のニュータウン開発などの不動産投資も行っていた⁷⁸⁾。またこの時期、同じく構造不況業種と呼ばれた造船業では、佐世保重工業、函館どっくの経営の悪化も問題となった。これらの企業は、昭和50年代の低成長期に至って一挙に経営悪化が表面化したことが共通

75) 「社説」『日本経済新聞』昭和53年10月9日朝刊。角瀬保雄教授も、興人の監査が監査法人（太田哲三事務所）によって行われていた事実を引き、監査法人化の有効性に疑問を呈されている（角瀬 [1978b]，37頁）。

76) 吉見 [1994]，63頁。

77) 「会社研究・不二サッシ」『日本経済新聞』平成4年7月25日朝刊。

78) 『朝日新聞』昭和53年5月30日朝刊、「不二サッシ・史上最大粉飾の償い方——強制捜査ショックのあとに来るもの」『週刊ダイヤモンド』第66巻第38号，昭和53年9月16日，戸引 [1978]，112頁。

しており、事業内容にもしばしば共通項がみられる。このうち、本研究で扱った興人や不二サッシでは粉飾経理が指摘されたのであるが、経済全体の中では、これらの事例も不況の中で経営が悪化した多くの企業群の1つとして扱われていたことに留意する必要がある⁷⁹⁾。

③については報道上はあまり話題とはならず、むしろ学界で注目された。すなわち、粉飾決算のため株価が下落し損失を被ったとして、昭和53年6月14日に、工業の株主によって損害賠償請求訴訟が起こされたのである⁸⁰⁾。このような訴訟は、当時としては日本熱学工業の粉飾、倒産にあたって起こされたものがあるだけであった⁸¹⁾。近年、商法の改正に伴って株主代表訴訟が容易に起こしうようになり、その点からもこれは粉飾に伴う代表訴訟の先例であり興味深い。ところが、この訴訟は翌年4月5日に取り下げられ、判決には至っていない。取り下げは工業側が徹底的に争う姿勢をみせ、裁判の長期化が予想されたためとされるが、同時にこの訴訟にはいくつかの不備点が指摘されている⁸²⁾。この訴訟で訴えられたのは、S元社長、幹事証券会社の者でもある工業の非常勤取締役、そして不二サッシ工業であった。ところが、ここではA元専務、公認会計士2名、そして監査役は被告とされておらず、これがこの訴訟の不備点のひとつであったという指摘がある。そもそも、昭和46年の証券取引法改正では、企業の役員と公認会計士、監査法人が損害賠償の責任を負う点が明記されたのであった。にもかかわらず、

現実には我が国ではかかる訴訟そのものがほとんど起こらず、公認会計士や監査役も被告とはならなかった。たとえば昭和50年の東邦産業の粉飾、倒産の事例では、かかる訴訟は起きていない⁸³⁾。不二サッシの事例でも、訴訟が起きたものの公認会計士が訴えられなかったのは、無視されたということであり、憂うべき事態だ、という指摘は興味深い⁸⁴⁾。

④については、すでに前節で述べたところである。公認会計士については、結果として最も重い処分がなされた。そして報道では、個人会計士による監査ではなく、監査法人による集団監査の必要性が指摘されたのであった。学界からは、本事例は公認会計士も共同正犯であり、かかる事態を避けるためには、公認会計士側から監査契約を解除すべきとの指摘もあった⁸⁵⁾。また会計の面からは、今回の粉飾が工業と販売、そして他の多くの関係会社を広く舞台として行われたことから、連結財務諸表の重要性が強調された⁸⁶⁾。また、昭和53年9月には大蔵省証券局から「公認会計士監査における組織的監査の徹底と独立性の保持について」、昭和54年6月には日本公認会計士協会から「組織的監査要綱」が発表され、組織的監査が重視されるに至った。この点は、今般の監査基準改正にも影響を与えている。

⑤についていえば、③で述べたように、商法学的には明らかに監査役にも責任があるといえよう。にもかかわらず、報道上は監査役の責任の指摘がまったく行われていないことは注目に値する。その意味では、本事例に関して一般には監査役はまったく無視されていたとすらいってよいであろう。

ただ、不二サッシの粉飾が明らかになって間

79) 永大産業も、不二サッシと同じく近く再上場の予定が伝えられている(『日本経済新聞』平成7年4月25日朝刊)。

80) 「不二サッシの役員・公認会計士の民事責任」『商事法務』第806号、昭和53年6月25日、「不二サッシ工業の粉飾決算で株主が損害賠償を請求」『商事法務』第809号、昭和53年7月15日。

81) 「不二サッシ事件の寄与するもの」『商事法務』第810号、昭和53年7月25日、39頁。

82) 「不二サッシ工業の粉飾決算に伴う損害賠償訴訟が取下げられる」『商事法務』第834号、昭和54年4月15日。

83) 「不二サッシ事件の寄与するもの」『商事法務』第810号、昭和53年7月25日。

84) 「公認会計士を斬る③」『週刊ダイヤモンド』第66巻第33号、昭和53年8月12日、70頁。

85) 大住 [1979]。

86) 角瀬 [1978a]。

87) 『朝日新聞』昭和53年6月1日朝刊。

もない昭和53年5月31日の衆議院法務委員会で、不二サッシのような粉飾決算の防止策について質問が出ている⁸⁷⁾。これに対し、法務省は、監査役の権限強化を図るための常勤監査役の法制化、株主総会での会計監査人の選任にあたり、監査役による候補の指名、監査役が職務を怠ったことによる損害賠償責任について举证責任を転嫁することなどを具体的検討課題としてあげ、この方向で商法の見直し作業を法制審議会で行っている、と答弁している⁸⁸⁾。興味深いのは、この時点で既に見直し作業が行われていた、という事実である。ここで、②に指摘したような他の事例との関連、特に本研究での興人の事例を想起する必要があるように思われる。すなわち、興人の事例で監査役への損害賠償請求が認められた点が、商法における監査役制度の改正の促進要因となったと考えるのが自然であろう。また、不二サッシの事例では、確かに監査役の責任は表立って問われなかったものの、かかる大型粉飾事件の発覚は、やはり上述の改正作業の促進要因となったことは間違いなからう。商法は、結果として不二サッシ事件から3年後の昭和56年に改正され、ここでは従来の監査役1人以上の規定に加え、大会社の場合はこれを2人以上とし、うち1人は常勤監査役でなければならないこととなったのである。

[参考文献]

- 藤野信雄「不二サッシ工業・販売における粉飾決算の分析(以下)『商事法務』第817号、25-30頁、1978年10月25日(以下、第818号、22-28頁、1978年11月5日(以下、細田末吉『不正と決算の監査役監査』同文館出版、1993年7月10日。
- 角瀬保雄「やはり遠かった粉飾防止への道」『エコノミスト』第56巻第35号、46-51頁、1978年8月29日(〔1978a〕)。
- 角瀬保雄「不二サッシにみる『粉飾』の土壌」『エコノミスト』第56巻第41号、32-37頁、1978年10月10日(〔1978b〕)。
- 神崎克郎「不二サッシの粉飾決算事件判決について」『商事法務』第947号、7-13頁、1982年7月25日。
- 河井信太郎、安井正男、並木俊守「決算の平準化と粉飾(座談会)」『企業会計』第31巻第4号、34-50頁、1979年4月。
- 中村一彦「会計学の領域に対する法学的アプローチ——企業の社会的責任の視点から」『企業会計』第31巻第11号、21-29頁、1979年11月。
- 日本経済新聞社(編)『株主の反乱』日本経済新聞社、1993年。
- 大住達雄「粉飾決算と監査制度の課題」『商事法務』第835号、2-6頁、1979年4月25日。
- 戸引和夫「史上最大の粉飾劇『不二サッシ』の異常性」『朝日ジャーナル』第20巻第24号、111-113頁、1978年6月16日。
- 吉見宏「我が国におけるエクスペクテーション・ギャップ問題の分析」『會計』第146巻第3号、55-70頁、1994年9月。
- 吉村光威「不二サッシ粉飾事件から」『企業会計』第31巻第2号、32-36頁、1979年2月。

88) 「粉飾決算をめぐる国会の論議」『商事法務』第806号、昭和53年6月25日、中村〔1979〕、26頁。